

三田市告示第 66 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

三田市長 田村 克也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称：株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー
所在地：東京都渋谷区恵比寿南 三丁目 5 番 7 号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

三田市ふるさと納税寄附金

※ ただし、指定納付受託者が運営する決済サービスを利用して申し込まれた寄附金に限る。

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで